

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月15日提出

三次市長 福岡誠志

## 専決処分第7号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，三次市税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

三次市長 福岡誠志

### 三次市税条例の一部を改正する条例

三次市税条例（平成16年三次市条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「，第61条又は第62条」を加え，「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで，第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え，同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は，0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては，0）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め

る。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。